

千葉県職業能力開発推進検討会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県職業能力開発計画（以下「現計画」という。）に基づく事業の推進等に関する検討、及び現計画以降の新たな職業能力開発施策等（以下「新計画等」という。）の検討を行うため、「千葉県職業能力開発推進検討会」（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではないもの。（以下「検討会」という。))を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 現計画の計画期間に実施した事業の進捗や効果の検証等に関すること。
- (2) 新計画等の策定に関する検討を行うこと。
- (3) 県立高等技術専門校の訓練科や訓練内容、事業運営のあり方に関する意見や見直しに関する助言を行うこと。
- (4) その他、現計画の事業の推進及び新計画等の策定に当たり必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、学識経験者、事業主・労働者関係代表、及び行政関係者をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を各1名置く。
- 3 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 4 委員の構成は別紙のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討会設置の日から当該計画における最終年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 委員が辞任等により不足した場合は、必要に応じて委員を委嘱することができる。ただし、その場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が議長を務める。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、千葉県商工労働部産業人材課に置く。

(意見聴取)

第7条 検討会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。